

168

西設相制第2号  
平成26年4月4日

総務大臣  
新藤 義孝 殿

郵便番号 540-8511

おおさかふおおさかしちゆうおうくばんぼちよう

住所 大阪府大阪市中央区馬場町3番15号

名称及び代表者の氏名

にしにっぽんでんしんでんわかぶしきがいしや

西日本電信電話株式会社

むらお かずとし

代表取締役社長 村尾和俊

登録の年月日及び番号

平成16年4月1日 第234号

接続約款変更認可申請書の補正について

平成26年1月21日付け西設相制第116号をもって提出しました接続約款  
変更認可申請書を下記のとおり補正しますので、よろしく取り計らい願います。

記

補正事項

別紙のとおりであります。

電気通信事業法第33条第2項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

別紙 西設相制第116号（平成26年1月21日）の補正内容

旧					新				
料金表 第1表 接続料金 第1 網使用料 2 料金額 2-1 端末回線伝送機能 2-1-1 基本額 2-1-1-1 基本料					料金表 第1表 接続料金 第1 網使用料 2 料金額 2-1 端末回線伝送機能 2-1-1 基本額 2-1-1-1 基本料				
月額					月額				
区 分		単 位	料 金 額	備 考	区 分		単 位	料 金 額	備 考
(1)~(4)-2 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(1)~(4)-2 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(5) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第2-3欄で接続する場合)	ア (略)	(略)	(略)	(略)	(5) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第2-3欄で接続する場合)	ア (略)	(略)	(略)	(略)
	イ 端末回線により伝送を行う機能(1.536Mbit/sの符号伝送が可能なものに限ります。)	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	5,882円		(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	5,858円	—
		(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	5,882円			(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	
2-1-1-1の2 (略)					2-1-1-1の2 (略)				
2-1-1-2 加算料					2-1-1-2 加算料				
月額					月額				
区 分		単 位	料 金 額	備 考	区 分		単 位	料 金 額	備 考
(1) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(1) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(2) 2-1	ア	(7) (略)	(略)	—	(2) 2-1	ア	(7) (略)	(略)	—

-1-1 第2欄ウ 欄又は第 6欄イ欄 に規定す る機能に 係る加算 料	光信 号分 岐端 末回 線に 係る 加算 料	(イ) 当社の 光屋内 配線 (主と して一 戸建て の建物 に設置 される 形態に より設 置する ものに 限りま す。)を 利用し ないも の	① (略)		(略)	(略)
			② 協定事業者 が設置した光信 号分岐端末回線 收容キャビネッ ト等にその光信 号分岐端末回線 が收容等されて いるもの	A 保守の区別がタイプ1-1のもの	1 光信号 分岐端末 回線ごと に	303 円
				B 保守の区別がタイプ1-2のもの	1 光信号 分岐端末 回線ごと に	303 円
				C AB以外のもの	1 光信号 分岐端末 回線ごと に	312 円

-1-1 第2欄ウ 欄又は第 6欄イ欄 に規定す る機能に 係る加算 料	光信 号分 岐端 末回 線に 係る 加算 料	(イ) 当社の 光屋内 配線 (主と して一 戸建て の建物 に設置 される 形態に より設 置する ものに 限りま す。)を 利用し ないも の	① (略)		(略)	(略)
			② 協定事業者 が設置した光信 号分岐端末回線 收容キャビネッ ト等にその光信 号分岐端末回線 が收容等されて いるもの	A 保守の区別がタイプ1-1のもの	1 光信号 分岐端末 回線ごと に	302 円
				B 保守の区別がタイプ1-2のもの	1 光信号 分岐端末 回線ごと に	302 円
				C AB以外のもの	1 光信号 分岐端末 回線ごと に	311 円

附 則

(実施時期)

1 この改正規定は、認可を受けた後、平成26年4月1日から実施します。

(網使用料の算定に係る措置)

2~5 (略)

(経過措置)

6 (略)

(1) (略)

(2) 端末回線伝送機能

ア 基本料

月額

区 分				単 位	料金額	備 考
端末回線 伝送機能 (第5条 (標準的 な接続箇	光信号主 端末回線 (光局外 スプリッ タを含む	(7) (イ) 以外 の場 合	① 保守 の区 別が タイ	A 平成26年4 月1日か ら平成27 年3月31 日まで適	1回線ご とに	2,850 円

附 則

(実施時期)

1 この改正規定は、認可を受けた後、速やかに実施し、平成26年4月1日に遡って適用します。

(網使用料の算定に係る措置)

2~5 (略)

(経過措置)

6 (略)

(1) (略)

(2) 端末回線伝送機能

ア 基本料

月額

区 分				単 位	料金額	備 考
端末回線 伝送機能 (第5条 (標準的 な接続箇	光信号主 端末回線 (光局外 スプリッ タを含む	(7) (イ) 以外 の場 合	① 保守 の区 別が タイ	A 平成26年4 月1日か ら平成27 年3月31 日まで適	1回線ご とに	2,849 円

所) 第1項の表中第1-3欄で接続する場合)	ものであって、分岐できる光信号分岐端末回線の数(4を限度とするもの)により1芯にて伝送を行う機能	プ1-1のもの	用する料金		
			B 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,815円
			C 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2,780円
		② 保守の区別がタイプ1-2のもの	A 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,850円
			B 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,815円
			C 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2,780円
		③ ①②以外のもの	A 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,932円
			B 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,895円

所) 第1項の表中第1-3欄で接続する場合)	ものであって、分岐できる光信号分岐端末回線の数(4を限度とするもの)により1芯にて伝送を行う機能	プ1-1のもの	用する料金		
			B 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,814円
			C 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2,779円
		② 保守の区別がタイプ1-2のもの	A 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,849円
			B 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,814円
			C 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2,779円
		③ ①②以外のもの	A 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,931円
			B 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,894円

				金			
				C 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2,860円	
(イ) 複数年段階料金を適用する場合	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	A 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,351円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。		
			1回線ごとに	第2欄ア(7)①A欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。		
			1回線ごとに	第2欄ア(7)①A欄に規定する料金額に、958円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる958円のうち、932円にのみ消費税相当額を加算するものとします。		
	B~C (略)		(略)	(略)			
② 保守の区別がタイプ1-2のもの	A 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,351円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。			
		1回線ごとに	第2欄ア(7)②A欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。			
		1回線ごとに	第2欄ア(7)②A欄に規定する料金額に、958円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる958円のうち、932円にのみ消費税相当額を加算するものとします。			
B~C (略)		(略)	(略)				
③	A 平成26年4月1日か	1回線ごとに	2,419円	接続開始日から、1年未満の場合に適			
①②							

				金			
				C 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2,859円	
(イ) 複数年段階料金を適用する場合	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	A 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,350円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。		
			1回線ごとに	第2欄ア(7)①A欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。		
			1回線ごとに	第2欄ア(7)①A欄に規定する料金額に、958円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる958円のうち、932円にのみ消費税相当額を加算するものとします。		
	B~C (略)		(略)	(略)			
② 保守の区別がタイプ1-2のもの	A 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,350円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。			
		1回線ごとに	第2欄ア(7)②A欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。			
		1回線ごとに	第2欄ア(7)②A欄に規定する料金額に、958円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる958円のうち、932円にのみ消費税相当額を加算するものとします。			
B~C (略)		(略)	(略)				
③	A 平成26年4月1日か	1回線ごとに	2,418円	接続開始日から、1年未満の場合に適			
①②							

			以外のもの	平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	第2欄ア(7)③A欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します
					1回線ごとに	第2欄ア(7)③A欄に規定する料金額に、986円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる986円のうち、959円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
				B~C (略)		(略)	(略)

			以外のもの	平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	第2欄ア(7)③A欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します
					1回線ごとに	第2欄ア(7)③A欄に規定する料金額に、986円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる986円のうち、959円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
				B~C (略)		(略)	(略)

イ 加算料

区分				単位	料金額	備考
(7) 料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)2(料金額)2-1-1-1第2欄ウ欄又は附則第4項(1)網使用料イ(7)①欄に規定する機能に係る加算料	光信号主端末回線(光信号多重分離機能のうち、光信号主端末回線の最大収容数が8のもの)と組み合わせる利用するものに限り(7)①に係る加算料	① ② 以外の場合	A 保守の区別がタイプ1-1のもの	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,850円
				平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,815円
				平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2,780円
		B 保守の区別がタイプ1	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,850円	

イ 加算料

区分				単位	料金額	備考
(7) 料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)2(料金額)2-1-1-1第2欄ウ欄又は附則第4項(1)網使用料イ(7)①欄に規定する機能に係る加算料	光信号主端末回線(光信号多重分離機能のうち、光信号主端末回線の最大収容数が8のもの)と組み合わせる利用するものに限り(7)①に係る加算料	① ② 以外の場合	A 保守の区別がタイプ1-1のもの	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,849円
				平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,814円
				平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2,779円
		B 保守の区別がタイプ1	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,849円	

		- 2 の もの	平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,815円					
			平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2,780円					
			C AB以外のもの	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに		2,932円			
				平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに		2,895円			
		② 複数 年段 階料 金を 適用 する 場合	A 保守 の区 別が タイ プ1 -1の もの	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1光信号主端末回線ごとに		2,351円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。		
					1光信号主端末回線ごとに		平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する第2欄イ(7)①A欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。		
								1光信号主端末回線ごとに	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する第	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず

		- 2 の もの	平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,814円					
			平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2,779円					
			C AB以外のもの	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに		2,931円			
				平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに		2,894円			
		② 複数 年段 階料 金を 適用 する 場合	A 保守 の区 別が タイ プ1 -1の もの	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1光信号主端末回線ごとに		2,350円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。		
					1光信号主端末回線ごとに		平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する第2欄イ(7)①A欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。		
								1光信号主端末回線ごとに	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する第	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず

					2 欄イ(7) ①A欄に規定する料金額に、958円を加算した料金額	左欄に掲げる958円のうち、932円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
			平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	(略)	(略)	(略)
			平成28年4月1日以降に適用する料金	(略)	(略)	(略)
B 保守の区別がタイプ1-2のもの	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,351円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。		
		1 光信号主端末回線ごとに	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する第2欄イ(7) ①B欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。		
		1 光信号主端末回線ごとに	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する第2欄イ(7) ①B欄に規定する料金額に、958円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる958円のうち、932円にのみ消費税相当額を加算するものとします。		
		平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料	(略)	(略)	(略)	

					2 欄イ(7) ①A欄に規定する料金額に、958円を加算した料金額	左欄に掲げる958円のうち、932円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
			平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	(略)	(略)	(略)
			平成28年4月1日以降に適用する料金	(略)	(略)	(略)
B 保守の区別がタイプ1-2のもの	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,350円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。		
		1 光信号主端末回線ごとに	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する第2欄イ(7) ①B欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。		
		1 光信号主端末回線ごとに	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する第2欄イ(7) ①B欄に規定する料金額に、958円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる958円のうち、932円にのみ消費税相当額を加算するものとします。		
		平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料	(略)	(略)	(略)	

			金			
			平成28年4月1日以降に適用する料金	(略)	(略)	(略)
C AB以外のもの	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	2,419円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。		
		1光信号主端末回線ごとに	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する第2欄イ(7)①C欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します		
		1光信号主端末回線ごとに	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する第2欄イ(7)①C欄に規定する料金額に、986円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる986円のうち、959円にのみ消費税相当額を加算するものとします。		
			平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	(略)	(略)	(略)
			平成28年4月1日以降に適用する料金	(略)	(略)	(略)

			金			
			平成28年4月1日以降に適用する料金	(略)	(略)	(略)
C AB以外のもの	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	2,418円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。		
		1光信号主端末回線ごとに	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する第2欄イ(7)①C欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します		
		1光信号主端末回線ごとに	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する第2欄イ(7)①C欄に規定する料金額に、986円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる986円のうち、959円にのみ消費税相当額を加算するものとします。		
			平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	(略)	(略)	(略)
			平成28年4月1日以降に適用する料金	(略)	(略)	(略)